

標記爭議其、後、狀況左記、通り
一、交渉状況

(1) 九月一日午前十一時建設社ニ於テ

会社側 相談役 杉山 護三

労働者側 本部長 堀井 高橋

工 負 軽部 永三 高橋

等会见揚开ヨリ

君ハ中途ヨリ這入ツタノテ事情カ解ラナイカラ社長ヲ出シ
テ吳レ吾々ハ直接社長ニ会ツテ本口歎ノ真相ヲ訊シタイト
交渉シクルニ

杉山ヨリ私ハ本口歎ニ于シ社長ヨリ委任ヲ度ケテ居リ今迄
、四吾ニ社長ノ意思ヲ私ヲ發表シテ居ルノテアル
今後共自力諸君ト、交渉ニ對ルモノテアルト述ヘタルニ
工負代表等ハ鏡々迄社長ト、会见ヲ主張シ居リタル為ノ

杉山

諸君が鏡々迄社長ニ会见ヲ強要サレルナラ委任ヲ度ケ居ル
代表者タル私ヲ否認シタルモノト看做シ是レ以上ノ会见ヲ
中止スヘシト述ヘ争激交渉代表者タルノ委任状ヲ工負代表
者等ニ提示セリ

工負代表

然ラハ本口歎ヲ撤意ヲ以テ解決スル意見アリヤ

杉山

撤意ヲ以テ解決スル意思ヲ有スルニ諸君カ今迄ノ様ニ要求
ヲ主張セラル、ニ於テハ御断リ、外ナシト強硬ナル態度ヲ
示セリ

斯クテ代表者等ハ本日吾々ハ社長ニ会见スヘク来社セルヲ
以テ社長ニ会见セサルニ於テハ一應帰園、上余負ト恨議ノ
上態度ヲ決スヘシト述ヘ午後〇時三十分引揚セリ